

伊達市中小企業信用保証料補助金交付制度について

1 対象者 次に掲げる融資を受けた者

- (1) 伊達市中小企業振興資金融資
- (2) 伊達市商工業融資資金融資
- (3) 福島県ふくしま復興特別資金融資

2 補助限度額

- (1) 市制度（伊達市中小企業振興資金融資・伊達市商工業融資資金）
の場合は、合計 30 万円まで
- (2) 県制度（福島県ふくしま復興特別資金）の場合は、50 万円まで

3 補助金交付までの手続き

- (1) 対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、制度対象となる融資により生じた信用保証料を支払った後に、融資を受けた金融機関に次に掲げる申請書及び添付書類を提出する。

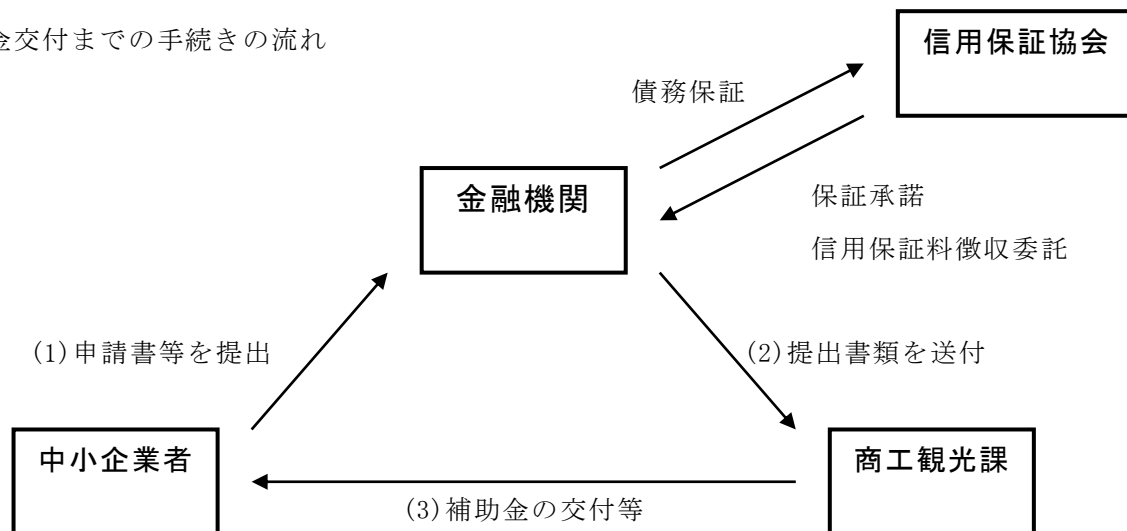
提出書類

- ア 伊達市中小企業信用保証料補助金交付申請書（様式第 1 号）
- イ 伊達市中小企業信用保証料補助金の交付に関する情報提供承諾書
（様式第 2 号）の写し
- ウ 補助金等交付請求書
- エ 信用保証料決定通知の写し
- オ 市税の納税証明書
- カ 債権者登録申出書

- (2) 金融機関は、前号の申請書及び添付書類の提出があった場合は、その内容を確認し、提出書類中の金融機関が記載しなければならない証明欄等の処理を行った後、当該提出書類を市（商工観光課）へ送付する。

- (3) 市（商工観光課）は、收受した提出書類を速やかに審査し、交付決定等を行う。

補助金交付までの手続きの流れ



4 早期完済があった場合の手続き

- (1) 金融機関は、信用保証料補助金の交付を受けた者が融資の早期返済を行った場合は、該当者に対して、信用保証協会から返戻を受けた信用保証料額等について確認を行い、市（商工観光課）に「完済報告書」を提出する。
- (2) 市（商工観光課）は、金融機関から「完済報告書」の提出があった場合は、補助金の一部返還を求める変更交付決定を該当者に通知する。
- (3) 通知を受けた該当者は、市（商工観光課）が発行する納入通知書により、補助金の一部を返還する。

融資の早期返済があった場合の手続きの流れ

